

岩手県指定自立支援医療機関(精神通院医療)
指定要領

令和8年9月15日改正

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

目 次

第 1	指定・更新の申請及び変更の届出の事務……………	P 1
第 2	審査（確認）……………	P 2

<様式等>

・様式第 1 号	指定通知
・様式第 2 号	指定申請に関する質問
・様式第 3 号	指定しない通知
・様式第 4 号	変更が適当でない（医師変更）
・様式第 5 号	変更届出に関する質問
・様式第 6 号	更新通知
・様式第 7 号	更新しない通知
・様式第 8 号	更新申請に関する質問
・様式第 9 号	指定自立支援医療機関（精神通院）指定更新申請書（病院・診療所）
・様式第 10 号	指定自立支援医療機関（精神通院）指定更新申請書（薬局）
・様式第 11 号	指定自立支援医療機関（精神通院）指定更新申請書（訪問看護事業者）
・様式第 12 号（細則第 7 条第 1 項）	指定自立支援医療機関（精神通院）指定申請書（病院・診療所）
・様式第 13 号（細則第 7 条第 2 項）	指定自立支援医療機関（精神通院）指定申請書（薬局）
・様式第 14 号（細則第 7 条第 3 項）	指定自立支援医療機関（精神通院）指定申請書（訪問看護事業者）
・様式第 15 号（細則第 8 条）	医療機関名称等変更届（精神通院）
・様式第 16 号（細則第 9 条）	休止廃止再開届
・様式第 17 号（細則第 10 条）	辞退申出書
・別紙 1	経歴書（病院又は診療所）
・別紙 2	経歴書（薬局）
・別紙 3	処方せんを受け付けている主な医療機関（薬局）
・別紙 4	職員定数（訪問看護）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の事務手続運営等については、法令及び指定自立支援医療機関の指定について（平成 18 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障精第 0303005 号及び平成 23 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知障精発 0708 第 1 号（以下「通知」という。））、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者施行細則（平成 18 年岩手県規則第 102 号。以下「細則」という。）等に定められるところによるほか、この要領によるものとする。

第 1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定申請の事務

- (1) 法第 59 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの法施行規則第 57 条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、様式第 12、13 及び 14 号により医療機関（診療所、薬局）又は事業所（指定訪問看護事業者等及び指定居宅サービス事業者並びに指定介護予防サービス事業者を含む。）の所在地の保健所長へ提出させること。
- (2) 保健所長は、申請書の提出があった場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、様式第 1 号または第 3 号により速やかに申請者へ通知すること。
なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。

2 変更の届出

- (1) 指定自立支援医療機関が、その名称および所在地その他法施行規則第 61 条に定める変更を行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、法第 64 条の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を様式第 15 号により当該指定自立支援医療機関の所在地の保健所長に提出させること。
- (2) 保健所長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には適宜様式第 5 号による質問や指導を行うこと。

3 指定の更新

- (1) 法 60 条第 1 項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、様式第 9 号、10、11 号により当該指定自立支援医療機関の所在地の保健所長に提出させること。なお、当該更新申請書の提出の際、変更届出に提出漏れが確認された場合は、速やかに変更届出を提出させること。
- (2) 保健所長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、様式第 6 号、7 号、8 号により速やかに更新申請者へ通知すること。

4 その他

- (1) 保健所長は、法施行規則第 60 条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指定自立支援医療機関への指導を行うこと。特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組むこと。
- (2) 知事は、指定自立支援医療機関の指定（更新含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しがあった場合は、法第 69 条の規定に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護者及びその他の関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知すること。
- (3) 指定自立支援医療機関である保険医療機関又は保険薬局が廃止され、新たに保険医療機関等の指定を受けようとする場合の取扱いについては、別に定める事務処理要領によるものとする。なお、この場合の指定年月日は、第 1 の 1 (2) の規定によるものとし、保険医療機関等の遡及指定に関する厚生労働省通知に基づき適当と認められる場合は、例外的に遡及して指定することができるものとする。

第 2 審査（確認）

審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成 18 年厚生労働省告示第 66 号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- 2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- 3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、（1）のみを満たしていればよいこととする。

- (1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
- (2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3 年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

- 4 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が

過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

- 5 訪問看護ステーション等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。））にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

附 則

- 1 この指定要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この指定要領による届及び処理等については、施行の日以後に提出する届及び処理等について適用する。

附 則

- 1 この指定要領は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この指定要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この指定要領による届及び処理等については、施行の日以後に提出する届及び処理等について適用する。

但し、平成 24 年 9 月 30 日までは、届の際に従前の様式に加え下記の事項を記載した書類を添付する形でも差し支えないものとする。

- (1) 障害者自立支援法第 59 条第 3 項で準用する同法第 36 条第 3 項（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く）の規定に該当しない旨を誓約する書類
- (2) 開設者及び役員の氏名、生年月日及び住所

附 則

- 1 この指定要領は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この指定要領による届及び処理等については、施行の日以後に提出する届及び処理等について適用する。

但し、平成 25 年 8 月 31 日までの間については、平成 24 年 4 月 1 日時点でこの指定要領により定められていた様式等を使用しても差し支えないものとする。

また、この指定要領に定める別紙 8 の提出に関する規定については、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この指定要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この指定要領による届及び処理等については、施行の日以後に提出する届及び処理等について適用する。

但し、平成 25 年 8 月 31 日までの間については、平成 24 年 10 月 1 日時点でこの指定要領により定められていた様式を使用しても差し支えないものとする。

附 則

- 1 この指定要領は、令和 4 年 11 月 21 日から適用する。
- 2 この指定要領による届及び処理等については、施行の日以後に提出する届及び処理等について適用する。

附 則

- 1 この指定要領は、令和８年９月１５日から適用する。
- 2 この指定要領による届及び処理等については、施行の日以後に提出する届及び処理等について適用する。